過重労働対策の一層の強化

◆ 若手職員推進チームからの報告を踏まえた取組

1. 月100時間超の残業が行われている事業場等に対する監督指導の徹底(1月から実施)

- 監督の結果、違反・問題等が認められた事業場に対しては、是正勧告書等を交付し、指導
- 法違反を是正しない事業場は、送検も視野に入れて対応(送検した場合には企業名等を公表)

2. 監督指導・捜査体制の強化

都道府県労働局長自らが経営トップに対して是正 勧告書を交付し是正指導(平成27年度から実施)

実施した監督指導のうち、著しい過重労働の 実態と関係法令違反が認められた企業について、 労働局長から経営トップに対して是正勧告書を 交付 過重労働の専従チームの新設(平成27年度から 実施)

東京労働局・大阪労働局に、過重労働に係る 大規模事案・困難事案等に対応するため、過重 労働の専従チーム(常設)を新設

3. 情報の提供・収集体制の強化

インターネットによる情報監視(1月から試行的に実施)

本省がインターネット上の求人情報等を監視し収集し、その情報を、労働基準監督署による監督指導等に活用 (1月からの取組状況を反映し、平成27年度に本格実施)

地方公共団体の労働関係部署や大学等の就職相談窓口と連携した情報収集(平成27年度に実施)

4. メンタルヘルス対策の強化

過重労働による健康障害等に関する労働者等の相談に対応する電話相談窓口を新設(平成27年度から実施)